

～所沢市放課後こども健全育成基本方針～

第2期事業計画

(平成27年度～平成31年度)

平成27年4月
所沢市

Ⅲ 第2期事業計画(案) 平成27年度～平成31年度

基本方針では、基本理念である『笑顔あふれる ところっこ』地域みんなではぐくもう」を実現するための手段として、期間を定めた事業計画を策定し、進捗を図っています。

第1期の事業計画では、基本方針がスタートした平成23年度から平成26年度までの4年間、3つの基本目標とそれに連なる9つの重点方針を達成するために13の重点事業を掲げ、一定の成果をあげてきたところです。

ここで、第1期事業計画の期間が終了を迎えました。そこで、平成27年度から31年度を計画期間とする第2期事業計画を、下記のとおり策定します。本事業計画に基づき、小学生児童の放課後の更なる充実を図ります。

1 第2期事業計画について

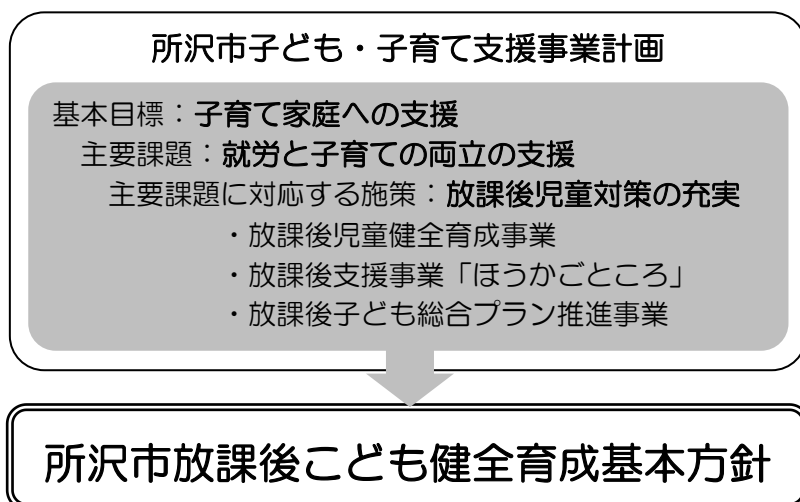
第1期事業計画では、全ての基本目標及び重点方針の進捗を図るため、13重点事業全てに対し、所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会として提言を行いました。各事業は、現在も、それぞれの提言を参照としつつ、事業の改善を図っているところです。

こうした中、基本方針の上位計画である「次世代育成支援後期行動計画」の計画期間が平成26年度末であったことから、この行動計画を踏まえた計画として、平成27年4月から新たに「子ども・子育て支援事業計画」がスタートします。このことに伴い、基本方針の上位計画は、この子ども・子育て支援事業計画に移行します。

以上のことから、第2期事業計画は、第1期事業計画を踏まえるとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき策定しています。

第2期事業計画では、子ども・子育て支援事業計画に「主な取組事業」として位置づけられた「放課後児童対策の充実」を中心とした施策展開を進め、関連事業を主要事業として位置づけます。また併せて、第1期事業計画の中で当該施策に関連が深い事業や、新たな課題への対応なども含めて、主要事業を位置づけます。

【上位計画と基本方針の関係】



2 平成31年度までの重点事業について

第2期事業計画では、上位計画との整合などの理由から、施策を集中して取組みを進めます。即ち、平成27年度から31年度までの5年間において、3つの基本目標のうち、特に施策「すべての子どもがひとしく、安心してのびのびと育ちあう環境をつくる」の実現を図ります。

そのため、第2期事業計画においては、第1期事業計画に位置づけられた13重点事業を踏まえ、この施策の実現に向けて特に重点的に取り組んでいく事業を次のとおりとします。

基本目標	重点方針	重点事業（進捗管理対象事業）	
すべての子どもがひとしく、安心してのびのびと育ちあう環境をつくる	放課後児童対策事業の充実	① 放課後児童健全育成事業 ② 放課後支援事業「ほうかごところ」 ③ 放課後子ども総合プラン推進事業 ④ 障害児支援事業	⑤ 児童家庭相談事業（＊）
	豊かな“学び”の場の創出	⑥ ふるさと所沢親子で再発見事業	

＊「児童家庭相談事業」は、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことを目的とする事業で、第2期事業計画では重点事業に横断的に関わる事業として位置付けます。なお、第1期事業計画では、事業の本来目的の進捗を図りましたが、第2期事業計画では、これを踏まえるとともに、上記「放課後児童対策事業の充実」の実現に即した進捗を図ります。

重点事業 1	放課後児童健全育成事業				こども未来部 青少年課	
事業の目的	児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。					
事業の概要	<p>【対象】 小学校児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの設置（H27.4 現在、児童クラブ：公設民営 30 ヶ所・直営 1 ヶ所／生活クラブ：公設民営 12 か所） ・開所時間：授業の終了後（学校休業日は 8 時）から午後 6 時 30 分 ・開所日：日曜・祝日・年末年始を除く年 294 日程度 ・公設民営の 42 ヶ所に係る指定管理業務 ・県補助金の請求事務 ・支援員等職員の資質向上（研修の開催等） ・各放課後児童クラブに対するモニタリング及び指導 他 					
事業展開の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づくサービスを提供する。また、小学校施設との連携を含め環境整備等を行う。 ・指定管理者制度の導入による、より効果的・効率的な事業の展開を図る。 ・支援員等職員の資質向上などによって、より適切なサービスを提供する。 ・地域との連携を図る。 					
提言への対応 * H24 年度に委員会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後こども健全育成基本方針運営委員会からの提言	対象		進捗状況		
		児ク	生ク			
	小学校施設との連携を進めるとともに、計画的な児童クラブ施設の整備を進める。	○		継続実施		
	生活クラブについて、児童クラブとの整合を図りつつ将来的な方向性について検討する。		○	未着手		
放課後児童クラブ間の保育料をはじめとした保育サービスの差の解消に取り組む。	○	○	実施済み			
地域連携を意識した運営を行う。	○	○	継続実施			
新たな課題等特記	<ul style="list-style-type: none"> ・国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後支援事業「ほうかごところ」との連携等を進める。 ・指定管理者制度の導入に伴い、次回更新に向け、より適切な選定方法（地域による区割り等）の検討を進める。 					
年度計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	・民設民営導入 検討	・民設民営導入	・生ク指定管理者 制度順次更新	・児ク指定管理 者制度全更新		
	<p>【計画期間継続】・指定管理者制度の導入、継続、更新</p> <p>・条例の施行及び順守</p> <p>・供給量の確保（施設整備等）</p> <p>・夏季休業中に係る対応の検討、実施</p> <p>・放課後児童対策の検討、実施（連携型及び一体型への移行）</p>					
目標指標	放課後児童クラブを利用する小学生の数（＝確保の数）			現状値（25 年度）		2,121 人
	* 子ども・子育て支援事業計画による			目標値（31 年度）		2,378 人

重点事業2	放課後支援事業「ほうかごところ」				学校教育部 学校教育課
事業の目的	遊びや学びを通して、児童の創造性、自主性、社会性などを養う機会を増やすため、安心して活動できる居場所を提供する。				
事業の概要	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校10校の全児童が対象 <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の放課後の施設を借り、地域で「ほうかごところ」の運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員や地域のボランティアが実施する。 ・事業に登録した児童が、放課後、学校の施設を利用し、自主的に遊び・触れ合い、支援員が見守る。 ・実施は、原則として平日の授業終了から午後6時まで。(各小学校区による) ・登録児童の費用は保険料のみ。 				
事業展開の方向性	児童の安全安心な居場所を確保するとともに、地域住民による児童の健全育成が図られているため、本事業を継続していく。				
提言への対応 * H24 年度に委員会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後こども健全育成基本方針運営委員会からの提言			進捗状況	
	公平性を確保すべく、放課後の全児童対策として、他の放課後対策と相互に補完を図りつつ、更なる実施箇所数の増加を図る。			現在の10校を実施継続していく	
	本事業の全市的な周知を行い、事業実施へのニーズを適正に把握する。			実施済み	
新たなニーズなどに対応しつつ、人的、財政的、施設的及び行政所管部署等、持続可能な事業とすべく、先進自治体などを参考とし見直しを進める。			検討中		
新たな課題等特記	・国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業との連携等を進める。				
年度計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	現在ある10校の「ほうかごところ」を継続・実施していく。 こども未来部青少年課との連携の検討及び実施。				
目標指標	当該小学校在籍児童の事業登録率			現状値 (25年度)	53%
				目標値 (31年度)	60%

重点事業3	放課後子ども総合プラン推進事業				こども未来部 青少年課
事業の目的	小学校児童の放課後対策事業である「児童クラブ」「児童館生活クラブ」「放課後支援事業ほうかごところ」（以下「放課後3事業」という。）について、更なる連携等を進めることで、国が進める「放課後子ども総合プラン」のより効果的・効率的な事業展開を図る。				
事業の概要	<p>【事業の対象】 放課後3事業及びその対象児童</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <p>① 中富小学校放課後児童対策一体運営事業（以下「一体運営事業」という。） ・一つの運営主体が、「中富小児童クラブ」及び「中富ほうかご広場」を並行して行う。（各事業は、重点事業①及び③による） ・研修への参加等により職員の資質を向上させ、事業の充実を図る。 ・中富小学校及び地域との連携を図る。</p> <p>② 放課後子ども総合プランの推進 ・個別に実施している放課後3事業について、どのように連携を進めることができるか検討する。 ・各運営主体との調整を行う。 ・放課後対策の一体型もしくは連携型として事業展開を図る。</p>				
事業展開の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの児童が、本事業の恩恵を受けることができるよう検討を進める。 ・一体運営事業の円滑な進捗を図るとともに、事業の検証を行う。 ・放課後3事業の連携を進め、国の「放課後こども総合プラン」の実現を図る。 				
提言への対応 * H24 年度に委員会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後こども健全育成基本方針運営委員会からの提言			進捗状況	
	全ての放課後児童の安全・安心を担保するために、小学校区による放課後3事業の実施格差の解消を進める。			継続実施	
	放課後3事業の充実と連携を図るとともに、各事業の機能を融合した新たな放課後対策を検討する。			継続実施	
	本事業を推進するための、行政サイドの体制づくりを行う。			継続実施	
新たな課題等特記	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後3事業うち、児童クラブ及び生活クラブの基準が統一化されたことから、放課後2事業として周知を進める。 ・一体運営事業を検証するとともに、新規の一体運営事業の必要性を検討する。 ・国が進める放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の「一体型」及び「連携型」の実施個所数を拡大する。 				
年度計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	・中富小放課後児童対策一体運営事業スタート	・一体型の拡大 ・中富小の検証 (ﾌﾟﾗｸﾞﾗﾑ・運営等)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな一体運営事業（一体型）の検討及び導入 ・連携型の拡大 		
目標指標	放課後児童対策一体型及び連携型の実施校区数（累計）		現状値（25年度）	0件	
			目標値（31年度）	11件	

重点事業4	障害児支援事業				こども未来部 こども福祉課
事業の目的	放課後児童健全育成事業を行う施設において、障害のある子どもの受入れに向けた体制の拡大が図れるよう事業者への支援を行うとともに、障害特性により専門的な支援を必要とする場合は、障害児通所支援事業を活用した小集団による通所支援などを行い、障害のある子どもが身近な地域で安心して過ごせるように支援を行う。				
事業の概要	<p>【対象】 就学後（放課後等）に支援を必要とする、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害（発達障害を含む）のある児童（6歳～18歳未満）及びその支援者</p> <p>【事業の趣旨】 ・障害のある子どもが身近な地域で安心して過ごせるように、児童の障害特性に応じた支援を行う。</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】 ・障害のある子どもの受入れを行う施設職員を対象とした障害の特性や支援の方法等を学ぶための学習講座などの開催。 ・障害のある子どもの受入れを行っている施設を訪問し、気になる子どもへの支援や、支援者にその支援方法等の助言を行い、継続した利用ができるようにサポートする巡回支援の実施。 ・専門的な支援を必要とする場合は、放課後等デイサービスによる小集団での通所支援の実施。</p>				
事業展開の方向性	全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けて、関係機関と連携して事業を進めていく。				
提言への対応	放課後こども健全育成基本方針運営委員会からの提言			進捗状況	
	* 第2期事業計画からの新規事業				
新たな課題等特記	放課後児童健全育成事業の運営主体との連携が重要であり、本事業を周知し、障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう支援を行う。				
年度計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	支援者向け講座などの開催	こども支援センターの開設 ・支援者向け講座などの開催 ・巡回支援事業の実施			
目標指標	支援者向け講座などの参加者数		現状値（25年度）	延40人	
			目標値（31年度）	（算定中）	

重点事業5	児童家庭相談事業				こども未来部 こども相談センター
事業の目的	住民に身近な市町村において、子どもに関するさまざまな相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことにより、もって子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。				
事業の概要	<p>【対象】 児童（18歳未満）及びその養育を行う保護者等</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <p>① 通常の相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の受付：所内における面接や電話による相談対応・相談の受付 ・受理会議：各相談ケースの処遇の検討、援助方針及び担当相談員の決定 ・相談・援助活動、児童相談所への送致等：各相談ケースの援助方針に基づく活動 ・ケース検討会議：援助活動の評価、援助方針の見直し、関係機関の情報共有 <p>② 虐待通告及び虐待相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告・相談の受付：電話等による虐待通告・相談の受付 ・児童の安否確認：家庭訪問等による児童の安否確認 ・支援方針会議：処遇の検討、援助方針の決定 ・関係機関連携による相談・援助活動または、児童相談所への送致等 				
事業展開の方向性	より複雑化・困難化している相談や社会的要請に対応していくため、職員や家庭児童相談員は、県等が主催する各種研修会については機会を捉え参加し、資質向上に努める。また、引き続き関連部署との連携にも努め、市民からの相談に対応し適切な支援に繋げて行く。				
提言への対応 * H24 年度に委員会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後こども健全育成基本方針運営委員会からの提言			進捗状況	
	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、相談体制・協力体制の拡充を図る。			実施済み	
	本事業の周知を図るとともに、理解を深めるための取り組みを検討する。			継続実施	
新たな課題等特記	<p>【基本方針を実現するための横断的な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後対策に関わる運営主体に対してスキル向上に向けた研修等の実施 ・運営主体に対する本事業の周知（利用の方法等） ・個別ケースへの対応（保護者・学校・運営主体等との連携） 				
年度計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	・相談対応及び援助活動の実施を継続				
	・地域や関係機関の研修を検討及び実施	・地域や関係機関の研修の実施を継続			
目標指標	相談件数（年度中相談件数）			現状値(25年度)	927 件
				目標値(31年度)	1,050 件

重点事業6	ふるさと所沢親子で再発見事業				青少年育成 所沢市民会議
事業の目的	平成22年に完成した「所沢郷土かるた」を通じて、親子がともに所沢市を知り、地域との関りを深めることで、子どもたちの「ふるさと意識」を醸成する。				
事業の概要	<p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成所沢市民会議と市との共催により、事業展開を図る。 ① 大型かるた大会の実施：所沢市民フェスティバルにおいて実施 ② 所沢市立児童館所沢郷土かるたスタンプラリー：平成26年度新規事業 ③ 所沢郷土かるた大会：平成26年度新規事業（H26はプレ大会として児童館生活クラブで実施） ・所沢郷土かるたの販売・貸出を行う。 				
事業展開の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では既に「彩の国21世紀郷土かるた」を活用した事業を展開していることから、「所沢郷土かるた」については所沢市立児童館における活用を進める。 ・「所沢郷土かるた大会」の拡充を図る。 				
提言への対応 * H24年度に委員会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後子ども健全育成基本方針運営委員会からの提言		進捗状況		
	ふるさと所沢を学ぶための有効な手段であり、児童が利用する様々な機会を通じて更なる周知を図る。		継続実施		
	小学校での活用を進める。		継続実施（但し、小学校では「彩の国21世紀郷土かるた」を活用していることから、児童館での活用を進める。）		
新たな課題等特記	・青少年育成所沢市民会議（団体）と市との共催の部分が大きく、その役割分担の明確化が必要である。				
年度計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	・所沢郷土かるた大会の拡充検討		・事業の検証⇒新たな方向性の検討・実施		
	・大型かるた大会、スタンプラリー、所沢郷土かるた大会の継続				
目標指標	事業参加者数		現状値（25年度）	62人	
	（25年は大型かるた大会の実施のみ）		目標値（31年度）	1,000人	

3 進捗管理体制について

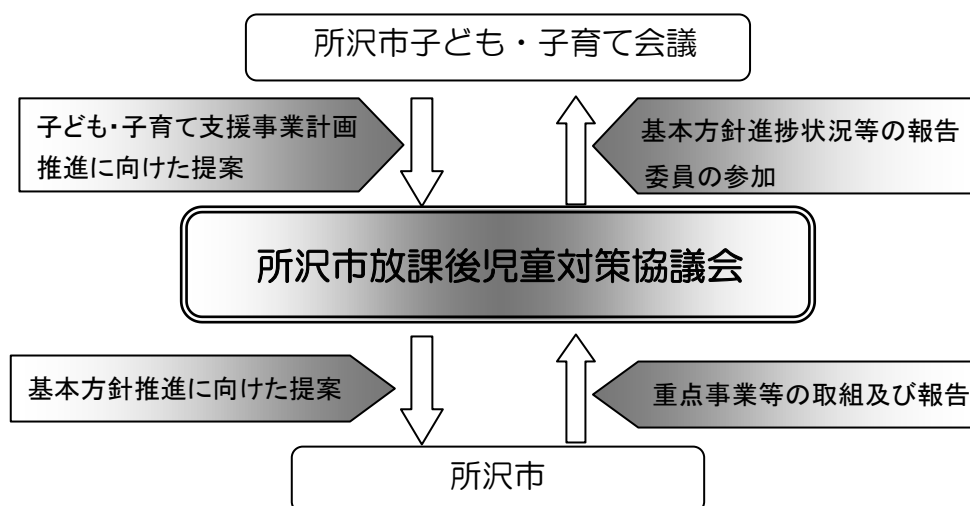
平成23年度以降、所沢市放課後子ども健全育成基本方針は、その上位計画である「所沢市次世代育成支援後期行動計画」の実現を意識した進捗管理体制によって進められてきました（*）。しかし、この行動計画は平成26年度末をもって計画期間の終了を迎えることから、当該体制について、新たに検討する必要が生じました。

また、平成27年度からは「所沢市子ども・子育て支援事業計画」が施行され、これが基本方針の上位計画と位置付けられることとなりました。そのため、当該計画の実現を意識した進捗管理体制の構築が必要となりました。

さらに、従来、基本方針の進捗管理を行う主体として要綱で設置されていた「所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会」が、平成27年度から条例規定の審議会として「所沢市放課後児童対策協議会」にかかわることとなりました。

こうしたことを踏まえ、平成27年度からの基本方針の進捗管理体制は以下のとおりに変更します。

なお、上位計画との連携を深めるため、原則として、所沢市放課後児童対策協議会から所沢市子ども・子育て会議に委員一人が参加することとします。



* 「所沢市放課後子ども健全育成基本方針__Ⅱ所沢市放課後子ども健全育成基本方針の推進に向けて__2持続可能な事業推進体制の構築に向けた取り組み」に記載。

4 放課後子ども総合プランについて

国は、平成26年7月31日付で「放課後子ども総合プラン」を策定し、今後の放課後対策に係る指針としました。これを受け、市では、下記によって小学生児童の放課後の更なる充実を図ります。

◆目的

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

◆一体型（「連携型」を含む。以下同様。）の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するために、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加出来るものです。

この一体型では、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者等が連携して取り組みます。

なお、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能は、別途十分に担保することが必要です。

*一体型と連携型の違い…一体型は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が同じ小学校施設内もしくは隣接地にあるもので、同じプログラムに参加するものを言い、連携型は、一方のみ小学校施設で実施しており当該2事業が離れて行われているもので、同じプログラムに参加するものを言う。

◆一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

	平成26年度	計画期間				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一体型(連携型含む)の整備数(累計)	0校区	1校区	2校区	平成31年度までに11校区整備することを目指します。		

◆放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

	平成26年度	計画期間				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後子供教室の整備数(累計)	10校区	11校区	希望する小学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。			

◆実施に関する具体的な方策

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施にあたっては、それぞれの事業の関係部局、者等の連携が重要であるとともに、小学校区の理解が必要です。

そのため、当該実施にあたっては、下記に留意し取り組むものとします。

- ① 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員等と放課後子供教室のスタッフが連携し、当該プログラムにあたることのできるように、定期的な打合せの場を設ける。
- ② 実施する小学校に、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部署が個別に訪問し、「放課後子ども総合プラン」の必要性や意義等について説明を行い、施設の活用等への理解を促す。
- ③ 放課後子供教室の実施にあたっては、日頃から小学校との良好な関係を築き、特別教室、体育館、校庭、図書室等について、一時利用を促進する。
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部署が、ともに「放課後子ども総合プラン」を推進するため、協力体制を構築する。また、それぞれの事業に係る責任の所在の明確化を図る。
- ⑤ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の進捗については、所沢市放課後児童対策協議会で管理等を行う。